医療・介護連携強化加算　審査基準票

**別紙**

|  |  |
| --- | --- |
| 「交付要綱」 | 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成 27年４月９日付26都市住民第1714号） |
| 「応募要領」 | 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金事業者向け応募・交付申請要領 |
| 「診療所との併設等」 | 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（H30.3.27医政発0327第31号、老発0327第6号） |
| 「規則」 | 医療法施行規則（S23.11.5厚生省令第50号） |
| 「居宅条例」 | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号） |
| 「条例施行規則」 | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日規則第141号） |
| 「条例施行要領」 | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日24福保高介第1882号） |
| 「予防条例」 | 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第112号） |
| 「予防条例施行規則」 | 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日規則第142号） |
| 「地域密着基準」 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18.3.14厚生労働省令第34号） |
| 「地域密着基準解釈通知」 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 「地域密着介護予防基準」 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（Ｈ18厚生労働省令第36号） |

　（注）地域密着基準、地域密着基準解釈通知、地域密着介護予防基準については、各区市町村の条例等に従うことになります。

参考までに厚生労働省令等で規定されている基準を掲載しております。届出時には各区市町村の条例等に適合するものとして、（必要に応じて）内容修正後のものを提出していただきます。

**※ 審査基準票は、医療・介護連携強化加算審査依頼申請時等の提出書類となります。なお、提出の際には「適・否」及び「確認状況等」の欄を記入の上、御提出ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **住宅・事業所名：** |  |  |

併設事業所に○をつけてください（✽・・・補助対象外の事業所）。

＜医療事業所＞　　病院（✽）　・　診療所　・　訪問看護

＜介護事業所＞　　通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ ・ 短期入所生活介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 訪問介護（✽） ・ 通所介護（✽） ・ 地域密着型通所介護（✽）

認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** | **留意事項** |
| **事業全体** | | | | | | | |
|  | 全体設計 | 交付要綱 | 1 | サービス付き高齢者向け住宅と連携する医療サービス事業所及び地域密着型・介護サービス事業所とを一体として新規に整備する事業又は既存建築物を改修して整備する事業である。 | 適　・　否 |  | 「一体として」とは、同一建物内に整備又は建物に隣接して整備、若しくは、同一敷地内に整備することを指す。 |
|  |  |  | 2 | （1が否の場合） 連携する医療サービス事業所又は地域密着型・介護サービス事業所のいずれか一方についてサービス付き高齢者向け住宅に併設し、他方について近接連携している。 | 適　・　否 | 住宅までの距離：（　　　　ｍ）  主な交通手段：（　　　　　　）  住宅までの移動時間：（　　分） | 両事業所共に近接連携の事業は要件を満たさない。  ３が否の場合、要件を満たさない。 |
|  |  |  | 3 | （2が適の場合） 近接連携する事業所は、サービス付き高齢者向け住宅から概ね５分程度の距離に所在している。（交通手段は不問） | 適　・　否 |
|  |  |  | 4 | サービス付き高齢者向け住宅の運営開始と同時に連携する各事業所による医療及び介護サービスの提供が可能である。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。なお、連携先事業所がサービス付き高齢者向け住宅の運営開始に先んじて運営を開始することは可能。 |
|  |  |  | 5 | 各事業所の実施主体が相互に連携し、効果的にサービスを提供する方策や体制を整えている。また、連携内容について、応募申請者を含む４者で協定書を締結している。 | 適　・　否 |  | 応募申請者及び住宅・医療・介護の全実施主体が同一である場合には、社内文書等で代用可能とする。  連携内容の詳細については、別紙様式５に記載の内容等により確認する。 |
|  |  |  | 6 | 特定施設入居者生活介護の指定申請を行わない。 | 適　・　否 | 否の場合、申請予定時期：  （西暦 年 月） | サービス付き高齢者向け住宅運営開始後３年間は特定施設入居者生活介護の指定を受けることができない。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** | **留意事項** |
| **サービス付き高齢者向け住宅** | | | | | | | |
| 1 | 設備 | 交付要綱 | 1 | 生活支援コーディネートスペースを設けている。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。なお、当該スペースを入居者の共同利用部分として登録することは不可。 |
| 2 | 職員配置 | 交付要綱 | 1 | 原則２４時間３６５日職員が常駐する（委託を含む。）。 | 適　・　否 | 日中常駐者：（　　人）  夜間常駐者：（　　人） | 日中常駐者１人以上は住まい法に基づく基準。 |
|  |  |  | 2 | （1が否の場合）  24時間365日の配置が困難であるため、以下いずれかの方法でもって対応する。  ①夜間営業のある併設医療・介護事業所に住宅の夜間対応を委託するなどして対応  ②緊急時対応をする者が5分以内に駆け付けられる場所におり、当該対応者が連携先事業所と常時連絡を取れる体制を整備して対応  ③複数棟のサービス付き高齢者向け住宅を一定エリア内で運営する場合に、各棟の夜間常駐者を兼務して対応 | 適　・　否 | 対応する方法：  （　①　・　②　・　③　）  配置が困難な理由：  （　　　　　　　　　　　） | 24時間365日の緊急時対応の実施は、東京都のサービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける場合の必須要件。  ③について、一定エリア内とは、5分で駆け付けられる区域内とする。また、各登録住宅の業務を兼務する場合にあっては、各登録住宅において夜間常駐者1名と登録及び表記できない点に留意のこと。  否の場合、要件を満たさない。 |
|  |  |  | 3 | 入居者からの生活相談に応じ、生活支援サービスの調整や連携する医療及び地域密着型・介護サービス事業所との連携等、入居者の生活全般のコーディネートを行う職員（コーディネーター）を配置している。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。 |
|  |  |  | 4 | コーディネーターは以下ア及びイの両方に該当する者である。  ア：医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員又は生活支援コーディネーター養成研修修了者（修了者とみなされる者を含む。）  イ：医療、介護、福祉に関わる実務経験を有するなど入居者の生活相談への適切な対応及び生活状況に応じた必要なコーディネートを適切に行うことができる者 | 適　・　否 | ア 保有する資格：（　　　　　　　　　　　）  イ どのようなコーディネートができる者か：（　　　　　　　　　　　）  ※自由記載 | 否の場合、要件を満たさない。  養成研修修了者とは、初任者研修修了者以上の研修修了者。 |
| 3 | 実施主体 | 交付要綱 | 1 | 実施主体は、その法人類型に応じた関係法令の規定、指導基準等に基づき適正な構成の運営組織により事業を行い、かつ適正に会計処理を行っている。 | 適　・　否 |  | 実施主体が個人である場合は、記入不要。 |
|  |  |  | 2 | 実施主体は、公益性を保った運営を行っている。 | 適　・　否 |  | 料金の設定根拠を明確にすること、宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **0要　件** | **適・否** | **確認状況等** | **留意事項** |
| **連携する医療サービス事業所** | | | | | | | |
| 1 | 種別 | 交付要綱 | 1 | 連携する医療サービス事業所は、病院、診療所又は訪問看護のいずれか１つ以上に該当する。なお、病院、診療所の場合にあっては、訪問診療の実施体制がある。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。なお、病院は補助対象外。 |
| 2 | 指定・許可 | 交付要綱 | 1 | 連携する医療サービス事業所を新たに整備する場合、開設の見込みが立っている。 | 適　・　否 | 許可・指定等窓口名：  （　　　　　　　　　　）  開設にあたっての条件等がある場合は、その内容：  （　　　　　　　　　　） | 否の場合、要件を満たさない。  各事業所種別の指定・許可基準等について、満たしていること。（又は、満たす見込みがあること） |
| 3 | 実施主体 | 交付要綱 | 1 | 連携する医療サービス事業所が病院又は訪問看護ステーションの場合、その実施主体は法人格を有している。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。 |
|  |  |  | 2 | 実施主体は、確実な経営基盤を有しており、財政状況が健全で、原則３年間黒字であり、収支が安定している。 | 適　・　否 |  | 過去３年間に赤字が発生している場合には、その理由書を提出すること。また、直近１年間に赤字が発生している場合には、黒字転換計画書を提出すること。なお、いずれも任意様式。 |
|  |  |  | 3 | 実施主体は、過去５年間において行政処分等を受けていない。または、受けている場合には、すでに改善が済んでいる。 | 適　・　否 | 行政処分を受けた時期：  （西暦 年 月）  行政処分の内容：  （　　　　　　　　　　）  改善時期：（西暦 年 月） | 否の場合、要件を満たさない。  行政処分を受けている場合には、その内容が確認できる文書及び改善内容の確認できる文書を提出すること。 |
|  |  |  | 4 | 実施主体は、その法人類型に応じた関係法令の規定、指導基準等に基づき適正な構成の運営組織により事業を行い、かつ適正に会計処理を行っている。 | 適　・　否 |  | 実施主体が個人である場合は、記入不要。 |
|  |  |  | 5 | 実施主体は、公益性を保った運営を行っている。 | 適　・　否 |  | 料金の設定根拠を明確にすること、宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** | **留意事項** |
| **連携する地域密着型・介護サービス事業所** | | | | | | | |
| 1 | 種別 | 交付要綱 | 1 | 連携する地域密着型・介護サービス事業所は、訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護のいずれか１つ以上に該当する。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。  なお、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護の３事業所については、補助対象外。 |
| 2 | 指定 | 交付要綱 | 1 | 連携する介護サービス事業所を新たに整備する場合には、開設の見込みがあること。 | 適　・　否 | 許可・指定等窓口名：  （　　　　　　　　　　　）  開設にあたっての条件等がある場合は、その内容：  （　　　　　　　　　　　） | 地域密着型介護事業所の開設にあたっては、指定権者である区市町村との協議状況を提出書類として申請書に添付し、提出すること。 |
| 3 | 実施主体 | 補助要綱 | 1 | 連携する介護サービス事業所の実施主体は、法人格を有する。 | 適　・　否 |  | 否の場合、要件を満たさない。 |
|  |  |  | 2 | 連携する介護サービス事業所の実施主体は、確実な経営基盤を有しており、財政状況が健全で、原則３年間黒字であり、収支が安定している。 | 適　・　否 |  | 過去３年間に赤字が発生している場合には、その理由書を提出すること。また、直近１年間に赤字が発生している場合には、黒字転換計画書を提出すること。なお、いずれも任意様式。 |
|  |  |  | 3 | 連携する介護サービス事業所の実施主体は、過去５年間において行政処分等を受けていない。または、受けている場合には、すでに改善が済んでいる。 | 適　・　否 | 行政処分を受けた時期：  （西暦 年 月）  行政処分の内容：  （　　　　　　　　　　）  改善時期：（西暦 年 月） | 否の場合、要件を満たさない。 行政処分を受けている場合には、その内容が確認できる文書及び改善内容の確認できる文書を提出すること。 |
|  |  |  | 4 | 実施主体は、その法人類型に応じた関係法令の規定、指導基準等に基づき適正な構成の運営組織により事業を行い、かつ適正に会計処理を行っている。 | 適　・　否 |  |  |
|  |  |  | 5 | 実施主体は、公益性を保った運営を行っている。 | 適　・　否 |  | 料金の設定根拠を明確にすること、宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **サービス付き高齢者向け住宅** | | | | | | |
|  | 生活支援コーディネートスペース | 交付要綱  応募要領 | 1 | サービスを行うためのスペースの面積が十分に確保されていること。 | 適　・　否 | ・スタッフスペース ㎡  　相談室 ㎡  （　　　　　　　）　　 　　㎡ |
|  | （スタッフスペース・相談室等） |  | 2 | 入居者のプライバシーを保ったスペースとなっていること。 | 適　・　否 | ・プライバシーの保護に関する具体策  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | 地域交流スペース | 交付要綱  応募要領 | 1 | 地域交流スペースがある場合、目的にかなった面積が確保されていること。 | 有　（　適　・　否　）  無 | ・地域交流スペース ㎡ |
|  |  |  | 2 | １のスペースについて、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の共同利用部分として高齢者住まい法に基づき登録された区画と明確に区分されていること。 | 適　・　否 | 否の場合、地域交流スペースの項目による加算は不可 |
|  | 重度化対応浴室 | 交付要綱  応募要領 | 1 | 共用の浴室がある場合、リフト浴等入居者の要介護度が重度化した場合に対応できるようになっていること。 | 有　（　適　・　否　）  無 | ・重度化に対応した浴室  　　　階　　　ヶ所　　　据 |
|  |  |  | 2 | １のスペースについて、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の共同利用部分として高齢者住まい法に基づき登録された区画と明確に区分されていること。 | 適　・　否 | ・通常の共同浴室  　　　階　　　ヶ所　　　据  否の場合、重度化対応浴室の項目による加算は不可 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **診療所（ 有　・　無　）　①** | | | | | | |
|  | 建物の構造概要 | 診療所との併設等 | 1 | 患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がないよう、表示等により診療所とサービス付き高齢者向け住宅等との区分を可能な限り明確にすること。 | 適　・　否 | １　共用する施設  ２　共用部の利用計画等  (1)患者等に対する治療・介護・その他サービスへの支障の有無等  ……………………　適　・　否 |
|  |  |  | 2 | 診療所に係る施設及び構造設備とサービス付き高齢者向け住宅等に係る施設及び設備は、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障が無い場合に限り、共用が認められること。ただし、各施設等を管理するものを明確にしなければならないこと。また、次に掲げる共用は、認められないこと。 イ　診療所の診察室とサービス付き高齢者向け住宅等の診察室又は医務室  ロ　手術室  ハ　処置室（機能訓練室を除く。）  ニ　診療所の病室とサービス付き高齢者向け住宅等の居室  ホ　エックス線装置等 | 適　・　否 |
|  |  |  | 3 | 診療所とサービス付き高齢者向け住宅等との併設により共用が認められる場合、共用を予定する施設についての利用計画等。 | 適　・　否  非該当 |
|  | 廊下の幅  （有床診療所のみ） | 規則第16条第1項第11号 | 1 | 病院及び患者10人以上の入院施設を有する診療所、並びに療養病床を有し且つ9人以下の入院施設を有する診療所については、患者が利用する廊下の幅は内法1.2m以上とすること。  　ただし、両側に居室がある廊下（中廊下）の幅は内法1.6m以上とすること。  ※居室とは、居住、執務、作業、集会及び娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。(建築基準法2条1項4号）  　療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法で1.8m以上（両側に居室がある場合は2.7m以上）とすること。 | 適　・　否  非該当 | １　廊下幅  内法　　　　　　　　 　㎡ |
|  | 階段  （有床診療所のみ） | 規則第16条第1項第8号、第9号 | 1 | 〈２階以上の階に病室がある場合〉  　患者の使用する屋内直通階段を二つ以上設けること  　ただし、エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ50㎡（主要構造部が耐火構造、不燃材料の建築物の場合は100㎡）以下のものは患者の使用する屋内直通階段を一にすることができる。 | 適　・　否  非該当 | １　直通階段数その他補完施設等  ２ 　10以上の入院施設の場合  　イ　階段及び踊場の幅は内法  m  　ロ　けあげ m  　　　踏面 m    ハ　手すりの有無  ……………………　適　・　否  ３　避難階段  ……………………　適　・　否 |
|  |  |  | 2 | 屋内直通階段の構造  　①　以下イからハまでの規定は、病院及び患者10人以上の入院施設を有する診療所に適用される。（療養病床を有する診療所は、患者9人以下の入院施設を有する場合も適用される）  　イ　階段及び踊場の幅は内法を1.2m以上。  　ロ　けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上。  　ハ　適当な手すりを設ける。 | 適　・　否  非該当 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **診療所②** | | | | | | |
|  |  |  | 3 | 〈建物の３階以上の階に病室がある場合〉  　避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。  　ただし、前記２の屋内直通階段が建築基準法施行令123条1項に規定する避難階段としての構造となっている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 | 適　・　否  非該当 |  |
|  | 病室 （有床診療所のみ） | 規則第16条第1項第2の2号、3号、4号 | 1 | 床面積  ①　患者１人が入院する場合は、6.3㎡以上。  ②　患者2人以上が入院する場合は、患者1人につき4.3㎡以上。  ③　療養病床に係る１の病室の病床数は４床以下とし、床面積は患者１人につき6.4㎡以上。  ④　小児のみを入院する場合は、上記①、②、③の床面積の3分の2以上とすることができるが、1室の床面積は6.3㎡以下であってはならない。  ⑤　床面積は内法で測定する。 | 適　・　否  非該当 | １　床面積 　　病室内の患者数　 人  内法 ㎡  ……………………　適　・　否  ２　病室の位置（階数）  ……………………　適　・　否  ３　採光面積  ㎡  　　病室の床面積の　　　分の  ４　直接外気開放面積  ㎡  　　病室の有効床面積の　　分の  　 又は機械換気設備有無  ……………………　適　・　否  ５　天井の高さ  m |
|  |  | 規則第16条第1項第2号 | 2 | 病室は地階又は3階以上に設けてはならない。ただし、放射線治療病室は地階に設けることができ、また建物の主要構造部が耐火構造の場合は、３階以上に病室を設けることができる。 | 適　・　否  非該当 |
|  |  | 規則第16条第2項  （建築基準法第28条第1項） | 3 | 採光面積 　　病室の床面積の7分の1以上が必要。 | 適　・　否 |
|  |  | （建築基法第28条第２項） | 4 | 直接外気開放面積 　換気のための窓その他の開口部の有効面積は、病室の有効床面積の20分の1以上が必要。  　ただし、機械換気設備等の換気設備が設けられている場合はこの限りでない。 | 適　・　否 |
|  |  | （建築基準法施行令第21条） | 5 | 天井の高さ  　2.1m以上。 | 適　・　否 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **診療所③** | | | | | | |
|  | 歯科技工室 | 規則第16条1項第13号 | 1 | 防じん設備その他必要な設備を設けること。 | 適　・　否 |  |
|  | 調剤所 | 規則第16条第1項第14号 | 1 | 採光、換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。 | 適　・　否 | １　採光、換気の適否  ……………………　適　・　否  ２　冷暗所（又は電気冷蔵庫）の有無  ……………………　適　・　否  ３　調剤に必要な器具の設置  ……………………　適　・　否 |
|  |  |  | 2 | 冷暗所を設けること。 | 適　・　否 |  |
|  |  |  | 3 | 感量10ミリグラムの天びん及び500ミリグラムの上皿天びんその他調剤に必要な器具を備えること。 | 適　・　否 |  |
|  | エックス線装置及び診療室 | 規則第30条の４ | 1 | エックス線診療室は放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設けること。 | 適　・　否 | １　エックス線診療室は放射線防護等の適否  ……………………　適　・　否  ２　「管理区域」の標識、使用の旨の表示  ……………………　適　・　否 |
|  |  |  | 2 | エックス線診療室である旨を示す標識を付すこと。 | 適　・　否 |  |
|  | その他の施設 | 規則第16条1項第1号 | 1 | 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危険防止上必要な方法を講ずること。 | 適　・　否 | １　診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備の危険防止対応  ……………………　適　・　否 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **訪問看護（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 事務室 | 居宅条例第66条  条例施行要領第３の３の２  予防条例第66条 | 1 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けること。 | 適　・　否 | １　事務室の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡）  ２　必要な広さ  (1) 受付・相談等のスペースの確保  ……………………　適　・　否  (2) その他のスペースの用途 |
|  |  |  | 2 | 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 | 適　・　否 |
|  | 設備及び備品 | 居宅条例第66条  条例施行要領第３の３の２  予防条例第66条 | 1 | 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。 | 適　・　否 | １　主な設備・備品  ２　感染症予防に必要な設備等 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **通所リハビリテーション（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等 | 居宅条例第137条  条例施行規則第29条  条例施行要領第３の７の２  予防条例第118条  予防条例施行規則第25条 | 1 | ３平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものとすること。 | 適　・　否 | ＊専用の部屋  ３㎡×　　　　人＝　　　　　　㎡ |
|  | 消火設備等 | 居宅条例第137条  条例施行要領第３の７の２  予防条例第118条 | 1 | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。 | 適　・　否 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **短期入所生活介護①（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 利用定員 | 居宅条例第149条  条例施行規則第32条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第131条  予防条例施行規則第28条 | 1 | 利用定員は２０人以上。ただし、併設事業所の場合は、２０人未満とすることができる。 | 適　・　否 | ＊利用定員 人 |
|  | 建物構造 | 居宅条例第150条  条例施行規則第３３条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条  予防条例施行規則第29条 | 1 | 建物は耐火建築物でなければならない。ただし、日常生活の場所が２階以上及び地階いずれにもない場合は、準耐火建築物とすることができる。 | 適　・　否 |  |
|  | 居室 | 居宅条例第150条  条例施行規則第３３条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条  予防条例施行規則第29条 | 1 | 居室は、１居室４人以下で、一人当たりの床面積は１０．６５㎡以上、保健衛生や防火等に十分考慮すること。 | 適　・　否 | ＊１居室 人  　一人当たりの床面積 　㎡ |
|  | 食堂及び機能訓練室 | 居宅条例第150条  条例施行規則第３３条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条  予防条例施行規則第29条 | 1 | 食堂及び機能訓練室は、その合計面積を３㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とする。それぞれの提供に支障がない場合は、両者を同一の場所とすることができる。 | 適　・　否 | ＊食堂及び機能訓練室  ３㎡×　　　　人＝　　　　　　㎡ |
|  | 浴室 | 居宅条例第150条  条例施行規則第３３条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条  予防条例施行規則第29条 | 1 | 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 | 適　・　否 |  |
|  | 便所 | 居宅条例第150条  条例施行規則第３３条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条  予防条例施行規則第29条 | 1 | 要介護者が使用するのに適したものとすること。 | 適　・　否 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **短期入所生活介護②** | | | | | | |
|  | 洗面設備 | 居宅条例第150条  条例施行規則第３３条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条  予防条例施行規則第29条 | 1 | 要介護者が使用するのに適したものとすること。 | 適　・　否 |  |
|  | 廊下・階段等 | 居宅条例第150条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条 | 1 | ・廊下幅は１．5ｍ以上。ただし、中廊下幅は1．8ｍ以上。 　・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 　・階段の傾斜を緩やかにすること。 | 適　・　否 | ＊廊下幅 ｍ  　（中廊下）　　　　 　　ｍ |
|  | 調理室 | 居宅条例第150条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条 | 1 | 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 | 適　・　否 |  |
|  | 汚物処理室 | 居宅条例第150条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条 | 1 | 他の設備と区別された一定のスペースを有すること。 | 適　・　否 |  |
|  | 消防設備等 | 居宅条例第150条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条 | 1 | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 | 適　・　否 |  |
|  | その他 | 居宅条例第150条  条例施行要領第３の８の２  予防条例第132条 | 1 | 上記のほかに、次の設備及び必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。  　・医務室　・静養室　・面談室　・介護職員室　・看護職員室　・洗濯室又は洗濯場　・介護材料室 | 適　・　否 |  |
|  |  |  | 2 | 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てること。 | 適　・　否 |  |
|  |  |  | 3 | 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が２階以上にある場合は、傾斜路（幅は上記のとおり）を設けること。エレベーターがあればこの限りではない。 | 適　・　否 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **短期入所生活介護③** | | | | | | |
|  | ユニット型  ユニット | 居宅条例第170条  条例施行規則第38条  条例施行要領第３の８の４の(3)  予防条例第153条  予防条例施行規則第34条 | 1 | ・居室の定員は１人。ただし必要と認められる場合は２人とすることができる。 　・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 　・１ユニットの利用定員は12人以下。 　・一人当たりの床面積は１０．６５㎡以上、保健衛生や防火等に十分考慮すること。 　・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとする。 　・１共同生活室の床面積は、２㎡にユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とする。 　・洗面設備及び便所は、居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けること。 | 適　・　否 | ＊１居室　 人  　１ユニットの利用定員　　　 　人  　一人当たりの床面積　 ㎡  ＊共同生活室  ２㎡×　　　　人＝ ㎡ |
|  | ユニット型  浴室 | 居宅条例第170条  条例施行規則第38条  条例施行要領第３の８の４の(3)  予防条例第153条  予防条例施行規則第34条 | 1 | 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。 | 適　・　否 |  |
|  | ユニット型  廊下・階段等 | 居宅条例第170条  条例施行要領第３の８の４の(3)  予防条例第153条 | 1 | ・廊下幅は１．5ｍ以上。ただし、中廊下幅は1．8ｍ以上。  　・廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。  　・階段の傾斜を緩やかにすること。 | 適　・　否 | ＊廊下幅 ｍ  　（中廊下）　　　　 　　ｍ |
|  | ユニット型  消防設備等 | 居宅条例第170条  条例施行要領第３の８の４の(3)  予防条例第153条 | 1 | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 | 適　・　否 |  |
|  | ユニット型  その他 | 居宅条例第170条  条例施行要領第３の８の４の(3)  予防条例第153条 | 1 | 上記のほかに、次の設備及び必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。  　・医務室　・調理室　・洗濯室又は洗濯場　・汚物処理室　・介護材料室 | 適　・　否 |  |
|  |  |  | 2 | ユニット又は浴室が２階以上にある場合は、傾斜路（幅は上記のとおり）を設けること。エレベーターがあればこの限りではない。 | 適　・　否 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **夜間対応型訪問介護（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 事務室 | 地域密着基準第８条  地域密着基準解釈通知第３の２の３ | 1 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 | 適　・　否 | １　事務室の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡）  ２　必要な広さ  (1) 受付・相談等のスペースの確保  　　　　　　　 ………………適・否    (2) その他のスペースの用途 |
|  |  |  | 2 | 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 | 適　・　否 |
|  | 設備及び備品 | 地域密着基準第８条  地域密着基準解釈通知第３の２の３ | 1 | 指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 | 適　・　否 | １　主な設備・備品  ２　感染症予防に必要な設備等  ３　オペレーションセンターの通信機器  ４　ケアコール端末 |
|  |  |  | 2 | 利用者からの通報を受け付けるための機器について、必ずしも当該オペレーションセンターに設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできる。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際、瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通信を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくてもよい。（したがって、通報を受ける機器としては、一般の携帯電話でもよい。） | 適　・　否 |
|  |  |  | 3 | 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態になったときにボタンを押すなど、簡単にオペレーションセンターに通報できるものであること。（一般の家庭用電話や携帯電話だけでは不可） | 適　・　否 |
|  |  |  | 4 | オペレーションセンターを設置しない場合でも、オペレーションセンターの通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末を備えること。 | 適　・　否 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **認知症対応型通所介護（有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 事務室 | 地域密着基準第44条  地域密着基準解釈通知第３の３の２  地域密着介護予防基準第7条 | 1 | 備えなければならない。 | 適　・　否 | １　事務室の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡） |
|  | 食　堂 機能訓練室 | 地域密着基準第44条  地域密着基準解釈通知第３の３の２  地域密着介護予防基準第7条 | 1 | それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は３㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 | 適　・　否 | １　利用定員　　　　〔　　　　　名〕  ２　面積（食堂＋機能訓練室）  　　芯 　　　　㎡（内　　　　㎡）  　・食堂  　　芯 　　　　㎡（内　　　　㎡）  　・機能訓練室 　　芯 　　　　㎡（内　　　　㎡）  　利用定員　　　名×３㎡＝　　　　㎡ |
|  |  | 2 | ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行なう際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。 | 適　・　否 |
|  | 相談室 | 地域密着基準第44条  地域密着基準解釈通知第３の３の２  地域密着介護予防基準第7条 | 1 | 遮へい物の設置等により相談内容が漏洩しないよう配慮されていること。 | 適　・　否 |  |
|  | 静養室 | 地域密着基準第44条  地域密着基準解釈通知第３の３の２  地域密着介護予防基準第7条 | 1 | 備えなければならない。 | 適　・　否 |  |
|  | 消火設備等 | 地域密着基準第44条  地域密着基準解釈通知第３の３の２  地域密着介護予防基準第7条 | 1 | 消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 | 適　・　否 | 主な消防設備等 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **小規模多機能型居宅介護（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 登録定員  利用定員 | 地域密着基準第66条  地域密着基準解釈通知第3の４の３  地域密着介護予防基準第47条 | 1 | ・登録定員を29人以下とする。  　・次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。  　通いサービス　登録定員の1/2～15人まで　（ただし、登録定員が26人又は27人の場合は16人、28人の場合は17人、29人の場合は18人まで）  　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の1/3～9人まで | 適　・　否 | １　登録定員 人  ２　利用定員  　　通いサービス 人  　　宿泊サービス 人 |
|  | 居間及び食堂 | 地域密着基準第66条  地域密着基準解釈通知第3の４の３  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 | 適　・　否 | １　居間の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡）  　　食堂の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡）  ２　適当な広さ　………………適・否 |
|  | 宿泊室 | 地域密着基準第66条  地域密着基準解釈通知第3の４の３  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | ・宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。  　・１の宿泊室の床面積は、７．４３㎡以上（内法）とする。  　・上記を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。  　・居間はプライバシーが確保されたものであれば、上記の個室以外の面積に含めて差し支えないものとする。 | 適　・　否 | １　面積  　芯 　　　　㎡（内　　　　㎡） |
|  | 台所 | 地域密着基準第66条  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | 備えなければならない。 | 適　・　否 | 面積  ㎡ |
|  | 浴室 | 地域密着基準第66条  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | 備えなければならない。 | 適　・　否 | 面積  ㎡ |
|  | 消火設備等 | 地域密着基準第66条  地域密着基準解釈通知第3の４の３  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | 消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 | 適　・　否 | 主な消防設備等 |
|  | 設備及び備品 | 地域密着基準第66条  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | 指定小規模多機能居宅介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。 | 適　・　否 |  |
|  | 立地 | 地域密着基準第66条  地域密着基準解釈通知第3の４の３  地域密着介護予防基準第48条 | 1 | 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 | 適　・　否 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 事務室 | 地域密着基準第3条の６  地域密着基準解釈通知第３の１の３ | 1 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。 | 適　・　否 |  |
|  | 2 | 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 | 適　・　否 |  |
|  | 設備及び備品 | 地域密着基準第3条の６  地域密着基準解釈通知第３の１の３ | 3 | 事業の運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 | 適　・　否 |  |
|  | 必要機器（事業者） | 地域密着基準第3条の６  地域密着基準解釈通知第３の１の３ | 1 | 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに携帯させなければならない。ただし、一に掲げる機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 　一　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 　二　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 | 適　・　否 |  |
|  | 必要機器（利用者） | 地域密着基準第3条の６  地域密着基準解釈通知第３の１の３ | 1 | 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 | 適　・ |  |
|  | 夜間対応型訪問介護事業との設備基準について | 地域密着基準第3条の６  地域密着基準解釈通知第３の１の３ | 1 | 事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定夜間対応型訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、前三項の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。 | 適　・　否 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **関係規程等** |  | **要　件** | **適・否** | **確認状況等** |
| **看護小規模多機能型居宅介護（ 有　・　無　）** | | | | | | |
|  | 登録定員及び利用定員 | 地域密着基準第174条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | ・登録定員を29人以下とする。  　・次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの１日当たりの利用定員を定めるものとする。  　　通いサービス　登録定員の1/2～15人まで　（ただし、登録定員が26人又は27人の場合は16人、28人の場合は17人、29人の場合は18人まで） 　　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の1/3～9人まで | 適　・　否 | １　登録定員 人  ２　利用定員  　　通いサービス 人  　　宿泊サービス 人 |
|  | 居間及び食堂 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | ・機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 | 適　・　否 |  |
|  | 宿泊室 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | ・宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。  　・宿泊室の床面積は、７．４３㎡以上としなければならない。ただし、事業所が病院又は診療所である場合であって定員が１名である宿泊室の床面積については、６．４㎡以上とすることができる。  　・上記の２つを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 　・プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 | 適　・　否 | １　居間の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡）  　　食堂の面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡）  ２　適当な広さ　………………適・否  ３　宿泊室面積  　　芯々　　　　　㎡（内法　　　　㎡） |
|  | 台所 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | 備えなければならない。 | 適　・　否 | 面積 　　　　 　　　　　　　㎡ |
|  | 浴室 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | 備えなければならない。 | 適　・　否 | 面積 　　　　 　　　　　　　㎡ |
|  | 消火設備等 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | 消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 | 適　・　否 | 主な消防設備等 |
|  | 設備及び備品 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | 指定看護小規模多機能居宅介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。 | 適　・　否 |  |
|  | 立地 | 地域密着基準第175条  地域密着基準解釈通知第３の８の３ | 1 | 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 | 適　・　否 |  |